

令和8年度 会員企業の新人・若手社員によるボランティア体験事業実施要項

1 目的

この要項は、チャレンジいばらき県民運動が実施する「会員企業による新人・若手社員によるボランティア体験事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の目的・概要

本事業は、チャレンジいばらき県民運動の会員企業等に所属する新人・若手社員等を対象として、茨城県内で活動する NPO 法人、ボランティア団体その他の地域活動団体（以下「NPO 法人等」という。）が実施する活動を体験する機会を提供し、若者の社会貢献活動の促進を図る。

3 本事業の内容

(1) チャレンジいばらき県民運動の役割

チャレンジいばらき県民運動は、次の事項を行うものとする。

- ① ボランティアの受入れに協力する NPO 法人等を募集し、参加可能な活動内容、活動場所、日程、受入可能人数、参加条件その他必要な情報を取りまとめること。
- ② 取りまとめたボランティア体験プログラムの情報を、会員企業等に提供すること。
- ③ 会員企業等又は参加を希望する社員等から申込みを受け付け、希望する活動内容、参加人数、日程等を確認すること。
- ④ 参加希望者と受入れ先となる NPO 法人等との間で、活動日程その他必要な事項の調整を行うこと。
- ⑤ 参加者に対し、ボランティア活動及び本事業への参加に当たっての注意事項その他必要な情報を提供すること。
- ⑥ 活動中の事故等に備え、参加者のボランティア保険への加入手続を行うこと。
- ⑦ 本事業の実施状況を把握するため、参加者、会員企業等及び受入れ NPO 法人等に対し、アンケートその他必要な調査を行うこと。

(2) 対象となる企業等

本事業の対象となる企業等は、チャレンジいばらき県民運動の会員である企業及び団体とする。

(3) 対象となる参加者

本事業の対象となる参加者は、対象となる企業等に所属する社員等とする。

参加者は、本人の意思により本事業への参加を希望し、次の事項を遵守できる者とする。

- ① 受入れ NPO 法人等が定める活動条件及び注意事項を守ること。

- ② 活動中は、受入れ NPO 法人等の指示に従い、自他の安全に配慮すること。
- ③ 活動を通して知り得た個人情報その他プライバシーに関する情報を第三者に漏らさないこと。活動終了後も同様とする。
- ④ その他チャレンジいばらき県民運動が指示する事項を守ること。

(4) 参加形態

本事業への参加形態は、次のいずれかとする。

- ① 社員等が個人で参加する形態
- ② 社員等が企業活動の一環として参加する形態
- ③ その他チャレンジいばらき県民運動が適当と認める形態

※活動期間は、原則として 1 日とする。ただし、活動内容及び受入れ NPO 法人等の状況に応じ、半日での参加又は複数日にわたる参加を認めることができる。

※継続的な活動を希望する場合は、初回の体験終了後、参加者又は所属企業等と受入れ NPO 法人等との間で調整するものとする。

(5) 会員企業等の役割

会員企業等は、社内における本事業の周知及び参加希望者の募集に協力するものとする。

また、企業等がグループ又はチームにより参加する場合は、次の事項に協力するものとする。

- ① 参加者の取りまとめ
- ② 参加者の氏名等活動に必要な情報の確認及び提供
- ③ 活動日程、集合方法、緊急時の連絡方法その他必要な事項の参加者への周知
- ④ 活動中に事故その他の問題が発生した場合の連絡及び対応への協力

(6) 受入れ NPO 法人等の役割

本事業において参加者の受入れに協力する NPO 法人等は、本事業の目的を理解し、適切かつ安全に活動を実施できる法人又は団体とする。

受入れ NPO 法人等は、次の事項に協力するものとする。

- ① ボランティアの受入れが可能な活動について、チャレンジいばらき県民運動が別に定める方法により情報を提供すること。
- ② 参加者の受入可能人数、活動日時、活動場所、活動内容、服装、持ち物、参加条件その他必要な事項を明らかにすること。
- ③ 参加者の初回の活動に当たり、活動の目的、内容、当日の流れ、注意事項その他必要な説明を行うこと。
- ④ 活動中の事故防止その他安全の確保に配慮し、必要な見守り及び指導を行うこと。
- ⑤ 活動内容の変更、中止又は延期が生じた場合は、速やかに参加者及びチャレンジいばらき県民運動に連絡すること。

- ⑥ 本事業に関するアンケート、活動報告及び情報発信について、可能な範囲で協力すること。

(7) 申込方法及び活動の決定

- ① 本事業への参加を希望する者は、チャレンジいばらき県民運動が別に定める方法により申し込むものとする。
なお、グループ又はチームで参加する場合は、所属企業等の担当者が参加希望者を取りまとめて申し込むものとする。
- ② チャレンジいばらき県民運動は、申込内容を確認し、受入れ NPO 法人等と活動日程、参加人数その他必要な事項を調整したうえで、その結果を参加希望者及び受入れ NPO 法人等へ連絡する。

(8) 申込期間／体験期間

申込期間	体験期間
令和 8 年 8 月から令和 9 年 1 月末まで	令和 8 年 8 月から令和 9 年 3 月末まで

(9) 参加費用等

本事業への参加に当たり、チャレンジいばらき県民運動に支払う参加費は、無料とする。

ただし、活動場所までの交通費、食費、活動に必要な服装又は準備品その他参加に伴い発生する費用は、原則として参加者又はその所属企業等の負担とする。

受入れ NPO 法人等が材料費、施設利用料その他の実費を定めている場合は、申込前に参加者及び所属企業等にその内容を示すものとする。

(10) ボランティア保険

- ① 活動中の事故に備え、参加者は、原則としてボランティア保険に加入するものとする。なお、当該保険については、チャレンジいばらき県民運動が加入手続を行いその費用を負担するものとする。
- ② 参加者又は所属企業等が既に同等の保険に加入している場合は、その取扱いについて別途調整するものとする。
- ③ 事故が発生した場合は、参加者は、直ちに受入れ NPO 法人等へ申し出るとともに、チャレンジいばらき県民運動へ連絡するものとする。

(11) 活動の変更、中止等

- ① 天候、災害、感染症、受入れ NPO 法人等の事情その他やむを得ない理由により、活動内容の変更、中止又は延期を行うことがある。
- ② 参加者が、けが、病気その他の理由により活動に参加できなくなった場合は、速やかに受入れ NPO 法人等及びチャレンジいばらき県民運動へ連絡するものとする。

(12)活動実績の発信

チャレンジいばらき県民運動は、本事業の趣旨及び活動内容を広く周知するため、活動の実施状況をホームページ、広報紙、SNS その他の媒体に掲載することができる。

※企業名、団体名、参加者の氏名、写真、感想その他個人又は企業等を特定できる情報を掲載する場合は、掲載する情報に応じて、あらかじめ関係する本人、所属企業等及び受入れ NPO 法人等から必要な同意を得るものとする。

4 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、チャレンジいばらき県民運動が別に定める。

また、本事業の実施に当たり、この要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、チャレンジいばらき県民運動、会員企業等及び受入れ NPO 法人等が協議のうえ対応するものとする。

附則

この要項は、令和 8 年 8 月 25 日から施行する。